

# 令和4年度 中之条町立六合中学校

## いじめ防止基本方針

～一人一人の人権が大切にされる

学校・生徒・保護者・地域とともに～

「人権」・「いじめ」とは…

「人権」とは、「すべての人が、いつでも、どこでも、同じようにもっていて、生まれながらに人として生きる権利」のことです。これは、無条件に尊重され、その意思などの自由は、決して差別されることなく、平等に保証されなければなりません。

参考:世界人権宣言

「いじめ」とは、これらの「人権」～人として生きる権利～を否定することです。たとえば、持ち物や服装、身体の特徴などの見た目や、その子の言動などで差別し、仲間はずれ、傷つける言葉や実力行使による暴力行為、意地悪などによって、相手の心や体に苦しみを与えることです。

六合中学校では、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり起こりうるものであること、特定のいじめっ子やいじめられっ子だけの問題ではなく、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを前提として、生徒が、楽しく充実した学校生活を送れるよう、いじめのない学校をつくるため、学校・生徒・保護者・地域とともに、「人権」を守り、育て、「いじめ」を許さず根絶することを目指し、「いじめ防止基本方針」を制定しました。

### 1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめは、生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものとされます。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、いじめの疑いについて慎重に判断します。

(2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされます。

(3) いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。

(4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。

(5) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### 2 学校の実態

(1) 明るく素直で元気の良い挨拶ができる生徒が多く、前向きに学校生活を送っている。

(2) 学習や運動に一生懸命に取り組めるが、粘り強くやり抜く気持ちが弱い部分がある。

(3) 自分の思いや考えをわかりやすく相手に伝えることが苦手な傾向にある。

(4) 学校のきまり、学習のきまりなどを守ろうとする意欲は高い。

(5) 毎月の「学校生活アンケート」には、ほとんど記述はないが、学年によって人間関係づくりに課題がある。

### 3 いじめ防止にむけた具体的な取組

～学校長のリーダーシップのもと、以下のいじめ防止に向けた取組を行う～

学校、学級内にいじめに向かわせない許さない雰囲気醸成します。

○生徒、教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、迅速に適切な指導を行い、早期に解決します。

○いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深めます。

○学校内に「いじめ防止推進委員会」を設置し、迅速かつ組織的な対応を行います。

**(1) 生徒、教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。**

- ① 思いをよく話し、よく聞き合えるよう「自他の立場や思い」を尊重し、肯定的で温かい人間関係を率先して作っていく。いじめに向かわせないためにも、に対し共感的な姿勢で話をよく聞き、よさを伸ばす肯定的な言葉がけを心がける。
- ② 「大きな返事・あいさつ」を心がけ、名前を呼ぶときは、「さん」「くん」をつける。
- ③ 「時間を守る」「約束を守る」ことを徹底し、最後まで粘り強く取り組めるよう励ます。
- ④ 「人権感覚チェックリスト」を活用し、教職員の日々の人権感覚について意識を高める。
- ⑤ 学校生活における生徒の意欲や満足感、学級集団の状態などを調査（QU テスト）し、生徒の客観的な傾向をつかみ、生徒理解および学級経営に反映させる。

**(2) いじめを早期に発見し、迅速に適切な指導を行い、早期に解決する。**

教員の意識を高め、生徒との日常の交流の機会を通しての発見に努める。

発見の機会	観察の観点(特に変化が見られる点)●無理矢理させられていることもある。	
朝の会	○遅刻・欠席が増える。 ○表情が冴えず、うつむきがちである。	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ○あいさつ、返事の声が小さい。
授業始め	○忘れ物が多くなる。 ○用具、机、椅子等が乱れている。 ○一人だけ遅れて教室に入る。	○涙を流した気配が感じられる。 ○周囲が何となくざわついている。 ○席を替えられている。
授業中	○正しい答えを冷やかされる。 ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ○責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○ひどいあだ名で呼ばれる。	○グループ分けで孤立すること多い。 ○保健室によく行くようになる。 ○成績が下がる、テストを白紙で出す。 ●ふざけた質問をする。
休み時間	○一人でいることが多い。 ○わけもなく階段や廊下を歩いている。 ○用もないのに職員室等に来る。 ○遊びの中で孤立しがちである。	○表情が暗く、おどおどしている。 ●遊びの中で、役が固定している。 ●いつも後片付けをしている。 ●わけもなく大声をだす。
給食時間	○食べ物にいたずらをされる。 ○グループで食べる時に机を離している。 ○その子が配膳すると嫌がられる。 ○笑顔がなく、黙って食べている。	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ●好きな物を友だちに譲る。
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる。 ○最後まで、離れて一人で掃除する。 ○椅子や机が運ばれずに残る。	●いつも嫌がる仕事をしている。
放課後	○衣服が汚れていたり髪が乱れている。 ○靴や傘など、持ち物が紛失する。 ○急いで一人で帰宅する。 ○教科書、机、椅子などにいたずら書きをされている。	○用事がないのに、帰りに残っている時がある。 ●他の子の持ち物を持たされて帰る。

教師が、生徒の「ちょっとした変化」に気づけるよう鋭い感覚を磨くとともに、「いじめ」の兆候をとらえる機会を逃さず、迅速かつ適切な指導が行えるように心がける。

**(3) いじめに向かわせないための指導上の留意点**

- ① 生徒一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。また、学級内のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 授業がわかり、毎日の学校生活の中で、達成感や成就感が体感させる。
- ③ 生徒自身が、「いじめは決して許さない」という基本意識を持たせる。
- ④ 見て見ぬふりをすることは、「いじめ」をしていることと同じこと、「いじめ」を見かけたら教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりできるようにさせる。
- ⑤ 正義感をもった対応が何より大切なことであると気づかせる。
- ⑥ 生徒の思いやりの心や命を大切にすることを育む道徳教育や学級活動の充実に努める。
- ⑦ 「いじめは決して許さない」という基本姿勢を全教職員がもっていることを、あらゆる活動を通して生徒に示す。

#### (4) 月例調査「学校生活アンケート」の実施と分析

毎月末に全校生徒を対象に、「自分が嫌な思いをしたり、苦痛を感じたりしたこと」「友達が嫌なことをされたり、嫌な思いをしたりしていること」「不安なことや困ったり悩んだりしていること」など、安心して気持ちよく学校生活を送ることができるよう「学校生活アンケート」を実施する。学級全体や個別の傾向を担当が把握し、記述内容などから必要に応じて個別面談を行うなど、実態把握と分析に努める。

### 4 いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深める。

#### (1) 保護者・家庭の役割

保護者は、子どもたちへの教育への第一義的責任を有す。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者および、その設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

#### (2) 学校との連携・相談・協力体制

学校と家庭の双方向で、生徒のちょっとした変化や気になることなどの様子についての情報共有が適時、適切に図れるよう、連絡帳や電話連絡などを活用する。また、必要に応じて、教育相談を行い、対応について共通理解を図る。

「いじめの被害者・加害者意識」だけでなく、常に全員に「当事者意識」をもたせ、生徒保護者ともに、自分の立場で事実をとらえ、学校と連携して早期解決に向けて対処できるように協力体制を堅持する。

#### (3) 地域及び関係諸機関に対して

六合地区「子どもの発達と学びをつなぐ15年間」を日々の指導に生かすとともに、「地域の児童は地域で育てる」の意識を高め、諸課題同様いじめに関する事象も個人情報に配慮しつつ、地域や関係諸機関と連携を図ることを前提に、協力体制を堅持する。

### 5 いじめが起こった場合の対処

◎学校内に「いじめ防止推進委員会」を設置し、迅速かつ組織的な対応を行う。

#### (1) 校内での対処

- ①学級担任を中心に、生徒の日常の細かな観察とともに、定期的にアンケートや面談を実施し、いじめが発生する初期の段階での対処を心がける。
- ②一部の教職員での対処でなく、全校体制（チーム）での取組を常に意識して行動する。

#### (2) 校内外を含めた対処

- ①PTA会長を含め、校内に設置した「いじめ防止推進委員会」を機能させて対処する。
- ②些細ないじめの兆候であっても、必要に応じて町教育委員会に報告する。

#### (3) 重大ないじめ発生時の対処

「いじめ防止推進委員会」と「いじめ問題調査委員会」

いじめの発生を認識した場合、その根の深さや問題の深刻さを「いじめ防止推進委員会」で的確に把握し、保護者や地域の関係者を含む第三者機関である「いじめ問題調査委員会」で客観的に調査し、徹底的にいじめの解消を図る。

### 6 取組の評価・検証

#### (1) 校内で解決をみた小さいいじめの場合

- ①学級担任を中心に、生徒の日常の観察を継続するとともに、定期的なアンケートや面談を継続し、全校体制で該当する生徒を見守る。（「いじめ防止推進委員会」で協議）
- ②学校評価で教職員・生徒・保護者らとともに定期的なチェックを行う。

#### (2) 第三者機関を巻き込んだ深刻ないじめの場合

深刻ないじめが、第三者機関の協力の結果、解決した後も、すぐに安心してしまうことなく、その後の生徒の様子など定期的に「いじめ問題調査委員会」に報告し、徹底的ないじめの解消を目指す。

【構想図】

## いじめ防止基本方針

